
愛媛県観光支援事業

(観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/9/21 12:00

1. はじめに

本書は、愛媛県観光支援事業（13 府県ふっこう周遊割）における補助金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 愛媛県観光支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. 事務局連絡先	6
5. 「13 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	7

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 愛媛県観光支援事業について

(1) 概要

愛媛県観光支援事業（13府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、愛媛県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本県では「周遊旅行促進事業」と「ボランティア活動促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県において、**愛媛県を含む補助金の対象となる府県に、合計2泊以上の連続した宿泊**のうち、愛媛県内での宿泊に係る料金に対して補助金を交付します。

補助金を受けるためには、**旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型）、手配旅行に参加する方法と、旅行者自身が支援金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の2種類**があります（2つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 補助金額

一人泊当たり6,000円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない6,000円以下の場合、その額が上限となります）として補助金を交付します。また、愛媛県の補助上限は、周遊旅行促進事業の「既に割引された企画旅行、手配旅行に参加する場合」を除き、**1人当たり延べ5泊まで（愛媛県内のみで2泊以上宿泊の場合は、同一宿泊施設での宿泊は2泊まで）**です。

なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

○「2府県以上・2連泊以上」の宿泊

平成30年8月28日（火）以降に予約された、平成30年8月31日（金）から平成30年11月30日（金）までになされた宿泊（平成30年12月1日（土）チェックアウト）です。

○「同一府県 2 連泊以上」の宿泊

平成 30 年 9 月 21 日（金）以降に予約された、平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊（平成 30 年 12 月 1 日（土）チェックアウト）です。

（5）対象となる宿泊施設

愛媛県内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

（6）注意事項

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・既に割引された企画旅行に参加する場合を除き、補助金（補助金）は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日請求書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における既に割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に愛媛県観光支援事業における 6,000 円の補助が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

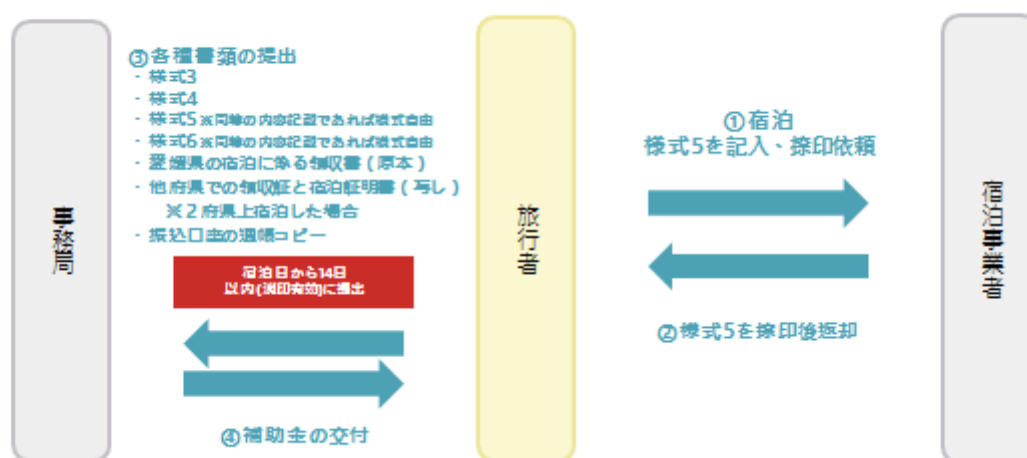
1. 周遊旅行促進事業（「既に割引された企画旅行、手配旅行に参加する場合」以外）

(2) 周遊旅行促進事業の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

※手続きの流れ

【書類提出の流れ 愛媛県 旅行者版】



1. 旅行者が下記の様式にご記入、ご捺印後、宿泊した日から **14日以内（消印有効）** に、事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「様式5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設へお持ちください。

- ・ 様式 3 申請書兼請求書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書（※同等の内容記載であれば様式自由）
- ・ 様式 6 行程表（※同等の内容記載であれば様式自由）
- ・ 愛媛県の宿泊に係る領収証（原本） * あて名は申請者名と同一。
- ・ 他府県の宿泊に係る領収証と宿泊証明書（写し） ※ 2 府県以上宿泊した場合
- ・ 振込口座の通帳コピー

2. 事務局が書類受理後原則として 30 日以内に補助金を振込みます。

※書類に不備があった場合は 30 日以内に振り込めないことがあります。

※郵送にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/ehime.html>

(4) 注意事項

- ・補助金は予算の範囲内での交付となります。宿泊後の請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEB サイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「13 府県ふっこう周遊割」愛媛県事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. 事務局連絡先

「13 府県ふっこう周遊割」愛媛県事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6526 FAX：086-232-1220

メール：ehime_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

5. 「13府県ふっこう周遊割」専用WEBサイトについて

8月28日(火)より下記専用WEBサイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

観光で西日本を元気に!!
「13府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

観光で西日本を元気に!!
13府県
ふっこう
周遊割

新着情報 NEWS もっと見る >

13府県	2018.09.21	事業概要の変更に伴う問い合わせ窓口として、9月22日(土)は臨時で事務局をオープンいたします。
13府県	2018.09.21	「同一府県内、2連泊以上を支援対象」とした条件につきましては、9月27日(木)までに随時公開いたします。
2府	2018.09.21	徳島県と香川県が対象地域に追加されました。詳細は随時公開いたします。
登録者	2018.09.05	ボランティア参加者向けの情報を公開しました。